

# 社会福祉法人東京福社会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

## 1. 計画期間

平成29年4月1日～平成31年3月31日

## 2. 内容

### 〈目標〉

全職員及び嘱託員等が年次有給休暇を年間5日以上取得できるようにする。

ただし、年次有給休暇付与日数が5日以下の職員及び嘱託員等については付与日数の半数以上取得できるようにする。

なお、正規職員のリフレッシュ休暇3日については全て取得できるようにする。

### 〈対策〉

#### ●平成29年4月1日～

四半期ごとに年次有給休暇の取得状況をチェックし、年次有給休暇取得数の少ない職員を所属長に報告し、年次有給休暇の取得を促す。